路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三　号	いちき串木野市ひばりが丘五七五四番二から同市ひばりが丘五六九〇番一二まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
〃	いちき串木野市別府四三七八番一から同市別府四〇〇九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	鹿児島市伊敷八丁目三二八一番三から同市八丁目三一一〇番三まで	〃
十　号	霧島市福山町福山字鳥越四七四〇番二から同市福山町福山字惣陳平四四七二番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年三月二十五日

○北海道開発局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

北海道開発局長　関　博之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道山越郡長万部町字豊津一六一番三〇から同町字豊野一九二番まで	前	三一・五三～六五・二七（メートル）	〇・四八一（キロメートル）
	後	二六・三一～四一・四三	〇・四八一
北海道山越郡長万部町字豊野四六番一から同町字豊野五一番二まで	前	二二・〇〇～五一・〇九	一・二九八
	後	九・八〇～二六・七五	一・二九八

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百三十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富良野市字山部東京大学農学部附属演習林七六林班地先から同市字山部五一九六番地先まで	前	九・八五～一〇・三五（メートル）	〇・〇七一（キロメートル）
	後	一〇・〇〇～一一・八八	〇・〇七一

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百七十四号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五七林班ち一小班から同町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五八林班ろ一小班まで	前	一一・〇〇～一一一・〇〇（メートル）	一・九一四（キロメートル）
	後	一一・〇〇～一一一・〇〇	一・九一四

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十二号	北海道中川郡本別町北五丁目一番一五から同町北五丁目一番一まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
四号		

供用開始の期日　平成二十五年三月二十五日

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成25年３月25日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道７号	秋田県にかほ市金浦字蚊の森29番２から秋田県にかほ市両前寺字井戸尻２番まで
一般国道45号	青森県三戸郡階上町道仏字鹿糠８－８から青森県三戸郡階上町大字蒼前東２－９－55まで
	青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢60－32から青森県上北郡東北町大字大浦字南平２－87まで
一般国道46号	秋田県仙北市角館町雲然字山崎143番６から秋田県仙北市角館町月見堂74番１まで
	岩手県遠野市宮守町下鱒沢32地割157番５から岩手県花巻市東和町安俵４区87番３まで
東北横断自動車道釜石秋田線	

2　指定する期日　平成25年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成25年３月25日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道７号	秋田県にかほ市金浦字蚊の森29番２から秋田県にかほ市両前寺字井戸尻２番まで
一般国道45号	青森県三戸郡階上町道仏字鹿糠８－８から青森県三戸郡階上町大字蒼前東２－９－55まで
	秋田県仙北市角館町雲然字山崎143番６から秋田県仙北市角館町月見堂74番１まで
一般国道46号	青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢60－32から青森県上北郡東北町大字大浦字南平２－87まで
	岩手県遠野市宮守町下鱒沢32地割157番５から岩手県花巻市東和町安俵４区87番３まで
一般国道49号	福島県耶麻郡西会津町大字野沢字本町313－１先から福島県耶麻郡西会津町大字宝坂字高反乙477－112先まで
東北横断自動車道釜石秋田線	岩手県遠野市宮守町下鱒沢32地割157番５から岩手県花巻市東和町安俵４区87番３まで

2　指定する期日　平成25年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法にならなければならない。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、走行するときは、道路に隣接するため施設等に出入りするため道路から逸脱しないよう十分に注意すること。